

第百七十二号議案

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和八年九月十八日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例（昭和四十一年東京都条例第八十四号）の一部を次のように改正する。
第十八条中「三十一万五千元」を「三十三万円」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和八年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

2 新条例第十八条の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例第十八条又は付則第三十七項の規定に基づく葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額（同項の規定に基づくものにあつては、その額が六十六万円未満であるものに限る。）は、新条例の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和八年政令第百七十九号）の施行に伴い、

葬祭補償の額を改定する必要がある。